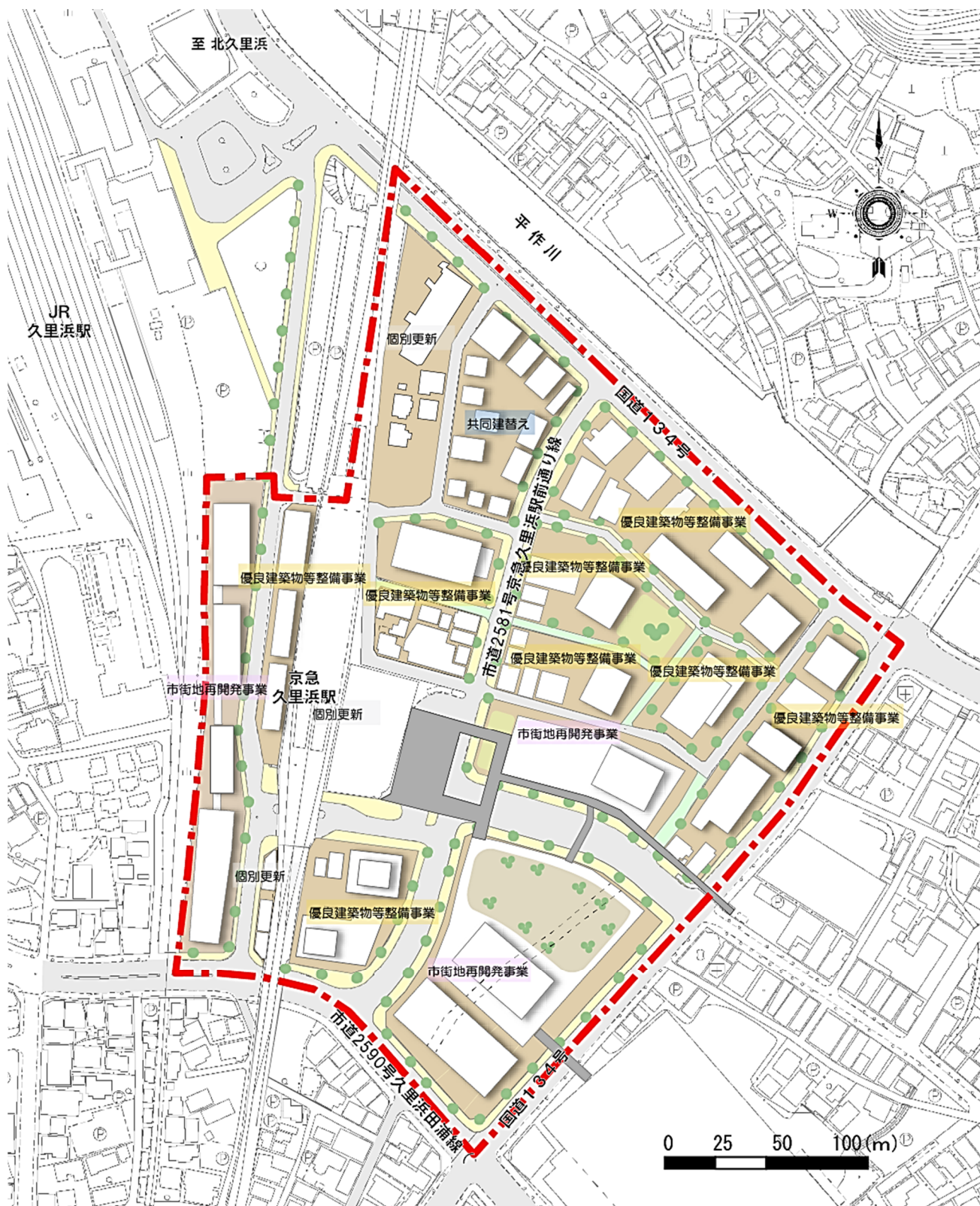


■市街地総合再生計画 街区整備構想図



※街区整備構想図は、前段で示した街区ごとに想定される事業手法に基づき建物を更新した場合のイメージであり、事業の実施、位置及び区域、施設の形状・配置等を決定するものではない。

※市道廃止・道路拡幅等については、市街地再開発事業等の事業化の際に道路管理者・交通管理者（警察）等の関係行政機関との協議が必要となる。